

ケアマネ愛あいりハビリ訪問看護ステーション

(指定居宅介護支援事業者運営規程)

運営規程

(事業の目的)

第1条 A I 株式会社が開設する ケアマネ愛あいりハビリ訪問看護ステーション（以下「事業所という」）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援事業者は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービス等が不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

3 指定居宅介護支援の実施にあつては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者等、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 指定居宅介護支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアマネ愛あいりハビリ訪問看護ステーション
- (2) 所在地 横浜市南区六ッ川 2-10-13

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 指定居宅介護支援事業者に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 介護支援専門員 5名（常勤兼務2名 常勤専従3名）

- 1, 在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。
- 2, 居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供票を行なう。
- 3, 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行なう。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

(3) 事務員 常勤 3名（兼務3名） 非常勤 1名（兼務1名）
介護支援専門員の必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日 ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間
午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) ご利用者様の状況に応じて必要な場合には、営業時間以外での業務も行う。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は及び内容は次の通りとする。

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- (2) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。
利用者様による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者様又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者様に説明し同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者様及びサービス事業者に交付する。
適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者様が介護保険施設への入所等を希望した場合、介護保険施設

への紹介その他便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

課題の分析について使用する課題分析の方法はMDS－HC方式等を用いる。

- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者様及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。
 - (4) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
 - (5) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者様の自宅又は事業所の相談室において、利用者様又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- (6) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、徴収する場合がある。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の実施地域は、横浜市南区、戸塚区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、中区、西区とする。

（緊急時の対応）

第8条 介護支援専門員は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生した時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

（人権擁護・虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、指定居宅介護支援等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第10条 利用者が職員に対して行う暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為、職員の社員や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載する事を禁じる。それらの行為が行われた場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除することができる。

(身体拘束等の適正化)

第11条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(非常時災害対策)

第12条 事業者は、非常災害の発生の際にその他の社会施設と連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業所は感染症や災害が発生した場合には、事業所継続が出来るよう対策を講じる。

1. 感染症予防及び感染発生時の対応

- (1) 事業所は、感染対策指針を整備する。
- (2) 事業所は、感染発生の予防のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行う。
- (3) 感染症発生時には円滑・的確な対応を行うことで被害を最小限に留め事業の継続が行われるように努める。

2. 自然災害対策

- (1) 事業所に自然災害対策に関する担当者を置き、自然災害対策に関する取り組みを行う。
- (2) 事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるように計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行う。

(その他運営についての留意事項)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

2 職員は業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持する。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなったあとにおいても同様とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、AI 株式会社と事業の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は平成23年 5月 1日から施行する。

この規程は平成24年 11月 1日から一部改訂実施する。

この規程は平成29年 11月 1日から一部改訂実施する。

この規程は平成30年 1月 1日から一部改訂実施する。

この規程は令和3年 8月 1日から一部改訂実施する。

この規程は令和5年 8月 1日から一部改訂実施する。

この規程は令和6年 4月 1日から一部改訂実施する。